

大阪市告示第891号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年7月22日(火)	午前9時から 午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年7月7日(月)	午前9時から 午後1時まで
	令和7年7月14日(月)	午前9時から 午後1時まで
	令和7年7月22日(火)	午前9時から 午後1時まで
	令和7年7月28日(月)	午前9時から 午後1時まで
長居第2陸上競技場	令和7年7月22日(火)	午前9時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年7月5日(土) から 同月6日(日) まで	午前7時から 午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年7月1日(火) から 同月5日(土) まで	午前9時から 午後9時30分まで

	令和7年7月6日（日）	午前9時から 午後8時まで
	令和7年7月8日（火）から 同月12日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年7月13日（日）	午前9時から 午後8時まで
	令和7年7月15日（火）から 同月19日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年7月20日（日）	午前9時から 午後8時まで
	令和7年7月22日（火）から 同月26日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年7月27日（日）	午前9時から 午後8時まで
	令和7年7月29日（火）から 同月31日（木）まで	午前9時から 午後9時30分まで
長居第2陸上競技場	令和7年7月5日（土）から 同月6日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年7月12日（土）から 同月13日（日）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年7月26日（土）から 同月27日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
長居庭球場	令和7年7月1日（火）から 同月4日（金）まで	午前9時から 午後9時40分まで

令和7年7月7日（月）から 同月11日（金）まで
令和7年7月14日（月）から 同月18日（金）まで
令和7年7月21日（月）から 同月25日（金）まで
令和7年7月28日（月）から 同月31日（木）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）